

「横浜市立川和小学校いじめ防止基本方針」 平成 26 年 4 月 15 日策定(令和8年2月27日改定)

I いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。） 第2条】

②いじめ防止等に向けての基本理念

- ・いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうるものであり、どの児童もいじめを受けることにもいじめを行うことにもなりうるという認識を持つ。いじめは、絶対に許されないことであり、重大な人権侵害である。
- ・特定の子どもや立場の人だけの問題とはせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ・人間性豊かな子の育成に向け学校、行政機関、保護者、地域関係者とともに協働していじめの根絶を実現していく。
- ・いじめを受けた児童の立場に立ち必ず守り通すこと、いじめている児童には毅然とした姿勢で向き合う。
- ・児童一人ひとりが推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」子どもが安心できる社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年担任教諭とする。

必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求め、いじめの認知の視点やいじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言を求めることができるようにする。メンバーを拡大して定例会も行う。

② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的で開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかわる情報の収集（タブレット端末による「心の健康観察」や生活アンケートを活用）と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携と
いった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCA サイクルの実行を含む。)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・いじめが起きにくい学校づくりを進める
 - ⇒だれもが安心して、豊かな学校生活を送ることのできる学校
 - ⇒規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校
 - ⇒自他の良さを認め合える学校
- ・児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する
 - ⇒一人ひとりが活躍できる学習活動
 - ⇒人との関わり方を身に付けるための活動
 - ⇒人とつながる喜びを味わう体験活動
- ・教職員のいじめに対する認識
 - ⇒「いじめは絶対に許されないこと」、「いじめは、いつでも どこでも だれでも 起こりうる」という認識

②いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない全教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)
- ・全教職員がいじめの定義を理解し、連携しながら児童の小さな変化に気づく
- ・定期的な児童向けアンケートやいじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談・面談の実施、児童がいじめを訴えやすい体制づくり
- ・保護者、地域、関係機関との連携

③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・いじめを受けた児童及び保護者への支援、いじめを行った児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④いじめの解消

- 【少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある】
- ★いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ★いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

- ・いじめ防止対策推進法、横浜市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針の理解
- ・YP アセスメントの活用
- ・いじめへの対処のための事例研修

⑥学校運営協議会等の活用

- ・川和小学校教育懇話会、川和中学校ブロック小中一貫教育推進協議会、川和中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える問題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	取組
4月	組織の役割と年間計画の確認、児童情報引継ぎ、職員研修（児童指導・初期対応） 川和小の決まり・川和小の児童指導における申し合わせ事項確認
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート） 教育相談（個人面談）、職員研修（児童理解・特別支援教育）
6月	YP アセスメント実施①、職員研修（YP アセスメント活用） 学校説明会①、学校運営協議会①
7・8月	横浜子ども会議、職員研修（児童理解） 「先生あのね」週間
9月	教育相談（個人面談）
10月	YP アセスメント実施②
12月	人権週間、「SOS の出し方」プログラム 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（無記名式アンケート）、教育相談（希望者）
1月	「先生あのね」週間
2月	学校説明会②、学校運営協議会②
3月	振り返りと次年度に向けてのまとめと引継ぎ、基本方針の見直し
通年	児童指導委員会開催（情報共有と共通化） いじめ防止対策委員会定例会（月 1 回以上・随時） 「先生あのね」ポスト設置 授業参観に合わせ、情報モラルに関する出前授業を実施 タブレット端末で「心の健康観察」を実施し、児童の不安感の早期発見につなげる

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

- ・法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同第 2 号）とされている。
- ・不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- ・児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに北部学校教育事務所に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、いじめ防止基本方針を含め見直しを検討し、措置を講じる。